

# 令和7年度 佐賀県青少年健全育成審議会 (全体会)

日時：令和8年1月13日（木）14:00～

場所：佐賀市青少年センター大会議室

## 配布資料について

- ・次第
- ・委員名簿（出席者一覧）
- ・配席図
- ・佐賀県青少年健全育成条例の一部改正について
- ・佐賀県青少年健全育成条例及び規則の抜粋
  
- ・青少年を取り巻く状況について [人身安全・少年課]
- ・青少年健全育成の取組について [こども未来課]
- ・こども性暴力防止法（日本版DBS）について [こども未来課]

# | 開 会

## 2 あいさつ

佐賀県 健康福祉部 男女参画・こども局  
副局長 末次博之

### ・委員の紹介

(委員名簿、配席図を参照ください)

## 佐賀県青少年健全育成審議会について

### <全体会>

“青少年の健全な育成に関する重要な事項”を調査審議

### <部会>

審議会委員の中から会長が指名する委員(10名程度)に  
部会委員となっていただき、優良図書等の推奨、有害な  
図書等の指定、解除等を審議

### <審議会の公開>

「審議会等の会議の情報提供に関する指針」に基づき公開

### 3 議事

#### (1) 会長・副会長の互選

会長 \_\_\_\_\_ 委員

副会長 \_\_\_\_\_ 委員

### 3 議事

#### (2) 部会委員の指名

## (2) 部会委員の指名

### 事務局（案）

- |                    |       |
|--------------------|-------|
| ・県弁護士会             | 名和田委員 |
| ・佐賀新聞社             | 光武委員  |
| ・西九州大学こども学部        | 西村委員  |
| ・県中学校生徒指導連盟        | 佐藤委員  |
| ・県高等学校生徒指導連盟       | 荒木委員  |
| ・県地域婦人連絡協議会        | 江島委員  |
| ・県PTA連合会           | 秋丸委員  |
| ・県青少年育成アドバイザー連絡協議会 | 八ヶ代委員 |
| ・県興行生活衛生同業組合       | 芳賀委員  |
| ・県書店商業組合           | 堤委員   |

## 3 議事（3）

### 審議事項

佐賀県青少年健全育成条例の一部改正  
について

# 佐賀県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（案）の概要

## 改正の理由

青少年を取り巻く社会状況の変化に即した条例とするため、佐賀県青少年健全育成条例の一部を改正する必要がある。

## 改正内容

### ○「有害図書等の指定及び販売等の制限」別表第13条関係

- 1 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に対応した条例とするため、女性・男女等の表記を削除する。

※LGBT法（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律）施行

- 2 刑法の改正により、「強姦」から「不同意性交等」へ定義が変わっているため、現行法と同じ表記とする。

### ○その他所要の改正

- 3 常用漢字の改正を行う。

## スケジュール

令和8年2月：2月議会に条例改正案提出

（法改正に伴うものであり、パブリック・コメントは実施しない）

令和8年3月：公布の日施行

## 佐賀県青少年健全育成条例

### （有害図書等の指定及び販売等の制限）

第13条 知事は、図書等の内容の全部又は一部が前条第1項各号の一(※)に該当すると認めるときは、当該図書等を青少年に有害な図書等として指定することができる。

2 書籍又は雑誌その他の印刷物で、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する行為を被写体とした写真又は描写した絵であって別表で定める内容を有するものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）が10ページ以上又はその総ページの10分の1以上を占めるものは、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書等とする。

3 録画盤又は録画テープで、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態若しくは性交若しくはこれに類する行為を描写した場面であって別表で定める内容を有するものの描写の時間が連続して3分を超えるもの（映像は連続しないが、音声が連続する等実質的に当該描写が連続する場合において、当該描写の時間が3分を超えるものを含む。）又はその時間が合わせて5分を超えるものは、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書等とする。

4 図書等の製作又は販売を行うもので構成する団体で知事の指定するものが審査し、青少年の視聴を不適当としたものは、規則で定めるところにより、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書等とする。

5 図書等を販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させることを業とする者は、第1項の規定により指定された図書等及び前三項の規定により青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書等とされたもの（以下「有害図書等」という。）を、青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させてはならない。

6 何人も、有害図書等を、青少年に販売し、贈与し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させないようにしなければならない。

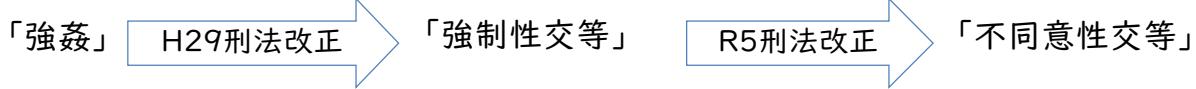
※(1)著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(2)著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

## 条例改正の内容（法施行・改正に伴う改正）

- ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に対応していくため、令和5年にLGBT法が施行されたことに伴い、女性・男女等の表記を削除する。
- ・性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするための刑法改正が行われ、名称の定義が変更されたことに伴い、現行法と同じ表記に修正する。

(参考:定義変更の変遷)



改正前	改正後
<p>別表(第13条関係)</p> <p>1 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次に掲げるもののいずれかを被写体とした写真又は描写した絵若しくは場面(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたもの)を含む。)</p> <p>(1) <b>女性が大腿部を開いた姿態</b>        (2) <b>女性が陰部、臀部又は胸部を誇示した姿態</b>        (3) 自慰の姿態        (4) <b>男女間の愛撫の姿態</b>        (5) <b>女性の排泄の姿態</b>        (6) 緊縛の姿態</p> <p>2 性交又はこれに類する行為で次に掲げるもののいずれかを被写体とした写真又は描写した絵若しくは場面(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたもの)を含む。)</p> <p>(1) <b>男女の性交、又は性交を連想させる行為</b>        (2) <b>強姦</b>その他の凌辱行為        (3) 同性間の性行為        (4) 変態性欲に基づく性行為</p>	<p>別表(第13条関係)</p> <p>1 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次に掲げるもののいずれかを被写体とした写真又は描写した絵若しくは場面(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたもの)を含む。)</p> <p>(1) 大腿部を開いた姿態        (2) 陰部、臀部又は胸部を誇示した姿態        (3) 自慰の姿態        (4) 愛撫の姿態        (5) 排泄の姿態        (6) 緊縛の姿態</p> <p>2 性交又はこれに類する行為で、次に掲げるもののいずれかを被写体とした写真又は描写した絵若しくは場面(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたもの)を含む。)</p> <p>(1) 性交、又は性交を連想させる行為        (2) <b>不同意性交等</b>その他の凌辱行為        (3) 同性間の性行為        (4) 変態性欲に基づく性行為</p>

## 条例改正の内容（その他所要の改正）

常用漢字表の告示に伴い、条文上の表記を改正するもの。

- ① 「みだらな」 → 「淫らな」 : 第22条(淫らな性行為及びわいせつな行為の禁止)  
第23条(場所提供及び周旋の禁止)
- ② 「と博」 → 「賭博」 : 第22条(淫らな性行為及びわいせつな行為の禁止)  
第23条(場所提供及び周旋の禁止)
- ③ 「がん具」 → 「玩具」 : 第9条(販売等の自主規制)  
第10条(自動販売機による販売の自主規制)  
第11条(自主規制の指導等)  
第14条(有害玩具類等の指定及び販売等の制限)  
第15条(図書等、玩具類又は刃物類自動販売機の設置届出等)  
第16条(自動販売機による販売の制限等)  
第26条(諮問)  
第28条(立入調査等)
- ④ 「ちょう付」 → 「貼付」 : 第15条(届出済証の貼付等)

## 質問

こ 未 第 2 6 6 4 号  
令和8年(2026年)1月13日

佐賀県青少年健全育成審議会 会長 様

佐賀県知事 山口 祥義



佐賀県青少年健全育成条例に基づく質問について（質問）

佐賀県青少年健全育成条例（昭和52年佐賀県条例第24号）第24条の規定に基づく青少年の健全な育成に関する下記の事項について質問します。

記

佐賀県青少年健全育成条例の一部改正について

## 答申（案）

（案）

青 健 審 第 号  
令和8年 月 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県青少年健全育成審議会  
会長 西村 靖文

佐賀県青少年健全育成条例の一部改正について（答申）

令和8年1月13日付けこ未第2664号で質問のあったことについて  
は、差し支えないと認められます。

令和8年1月13日付けこ未第2664号で質問のあったことについて  
は、差し支えないと認められます。

### **3 議事**

#### **(4) 近年の青少年を取り巻く状況と 青少年健全育成の取組について**

**近年の青少年を取り巻く状況について**

**佐賀県警察本部 人身安全・少年課**

# 青少年健全育成の取組について

佐賀県こども未来課

## 自動販売機設置状況

- 佐賀県青少年健全育成条例に基づき、図書等、がん具類又は刃物類を取り扱う自動販売機の設置状況を管理している

佐賀県内の自動販売機台数の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
現在の設置台数	54	42	41	41	38	38	38	35	35	35	34	34	34

※1月時点

- 近年、新たに設置される自動販売機はなく、緩やかではあるが設置台数は少なくなっている



↑(例) 自動販売機

# 地域環境点検活動

- 子どもたちにとって好ましくない環境の浄化改善のために、各市町民会議の協力を得て、地域環境の一斉点検活動を実施

## 地域点検活動実施結果の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
点検数	654	424	611	384	607	327	643	351	619	132	189	160	210
適正店舗(数)	625	403	594	372	594	322	634	347	616	130	188	158	210
適正店舗(率)	96%	95%	97%	97%	98%	98%	99%	99%	99%	98%	99%	99%	100%

- 各市町・市町民会議における活動や社会環境の変化により、地域における社会環境の健全化は進んでいる



↑点検活動の様子

# 青少年健全育成地域活動推進会議

- それぞれの地域や立場で青少年の健全育成に取り組む行政・関係機関、青少年育成団体、業界等関係者が情報交換や現状の課題について協議を行っている。

## 【令和7年度開催内容】

### ▶ 関係機関からの説明、意見交換

- ・少年犯罪の現状及び被害状況、SNSに起因する被害状況等（県警）



↑会議の様子

- ・青少年を取り巻く有害情報・SNS事情（ITサポートさが）

- ・SNSに起因する防犯関係（県くらしの安全安心課）

- ・青少年健全育成に係る取組（県こども未来課）

### ▶ 地域環境点検活動説明会

# 情報モラル講座

- 子どもたちがインターネットを利用してのトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐため、PTAや公民館等へ講師を派遣し、情報モラル講座を実施

## 令和6年度実績

- ✓ 派遣先 18校（令和7年度現在 実績35校）
- ✓ 講 師 ITサポートさが、NTTドコモ、KDDI 等

※令和6年度から学校が講演を主催する場合は、講師派遣サービスを実施している団体へ学校から直接申し込むこととし、PTAや公民館からの申込みに対し講師を派遣することとしている。

### 【参加者の声】

- 参加者も楽しく、そして危機意識をもって話を聞くことができた。
- 最新の社会問題やデータ等を織り交ぜながら、同じ親目線で自分の経験も語られたので分かりやすかった。



↑ 対面講座の様子



↑ オンライン講座の様子

# スマホ時代の子育てセミナー

- 子どものインターネットの利用を継続的に見守っていくような意識醸成を目的としたセミナーを実施

## 令和6年度実績

- ✓ 受講者数 55人
- ✓ 講 師 子供とネットを考える会 山口あゆみ 氏
- ✓ 演 題 スマホ時代の子育てセミナー  
スマホやネットと上手に付き合う4つのヒント



↑ セミナーチラシ

### 【過去の参加者の声】

- 親子共にスマホの付き合い方やインターネットトラブル回避方法・相談先などを知れてとても為になりました。
- 子どもたち自由に動画を見せていく状態でどうしたいのかと思っていましたが、具体的な行動に起こせる方法が知れてよかったです。

# スマホ時代の子育てセミナー

- 子どものインターネットの利用を継続的に見守っていくような意識醸成を目的としたセミナーを実施

## 令和7年度予定

- 日 程** 令和8年2月28日(土) 10:00~11:00
- 講 師** 株式会社Teacher Teacher  
福田 遼 氏、秋山 仁志 氏
- 演 題** スマホ時代の子育てセミナー  
～スマホとうまく付き合い、豊かな時間を増やすためにできること～
- 内 容**
  - なぜ「スマホをやめなさい」は、ほぼ失敗するのか
  - 「時間制限」より効果があった家庭の共通点
  - スマホ時代に人生の主導権を取り戻すためにできること



↑セミナーチラシ

## ネットパトロール事業

- トラブルを未然に防ぐため、インターネット上の投稿を検索し、問題のある書き込みを発見するネットパトロールを実施

### 投稿検索

### ネット監視員による監視

### 報告

問題のある書き込みを発見した場合は、こども未来課へ連絡。学校教育課又は法務私学課を経由して学校へ連絡され、生徒指導等に活用している。

### 生徒への指導

### 各学校での指導



令和7年度11月末時点 報告件数 5,436件	
R7報告件数内訳(※)	件数
いじめが疑われるもの	18件
不適切行為が疑われるもの	95件
個人情報開示が疑われるもの	5282件
その他問題ありと疑われるもの	1297件

### 令和6年度実績

- 報告件数** 6,960件
- 推 移** R5 7,774件  
R4 8,465件  
R3 8,605件

R6報告件数内訳(※)	件数
いじめが疑われるもの	11件
不適切行為が疑われるもの	157件
個人情報開示が疑われるもの	6701件
その他問題ありと疑われるもの	1827件

※複数に分類する場合があるため合計が報告件数と一致しない

# 青少年健全育成の取組について —こども性暴力防止法—

佐賀県こども未来課

## こども性暴力防止法について

- 教育・保育などのこどもに接する場でのこどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るため、2024年6月に「こども性暴力防止法」が成立し、2026年12月25日に施行される予定です。

### ● 制度の概要

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付けるもの。

### ● 対象事業者



全ての事業者が対象（義務）

- 学校（幼稚園、小中学校、高校等）
- 専修学校（高等課程）
- 認定こども園
- 児童相談所
- 児童福祉施設  
(認可保育所、児童養護施設、  
障害児入所施設 等)
- 指定障害児通所支援事業
- 乳児等通園支援事業

など



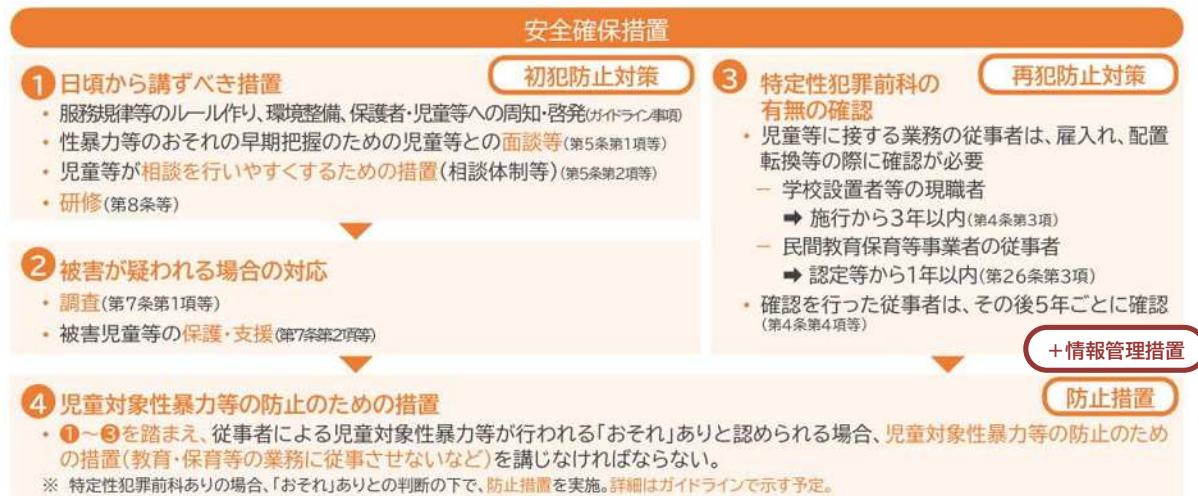
国から「認定」を受けた事業者が対象（任意）

- 専修学校（一般課程）・各種学校
- 民間教育事業  
(学習塾、スポーツクラブ等)
- 放課後児童クラブ
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- 認可外保育事業
- 指定障害福祉サービス事業

など

# こども性暴力防止法について

## ● 児童対象性暴力を防止する措置（対象事業者に義務付けられる措置）



## ● 特定性犯罪前科の確認対象

- ・教員、保育士等、**こどもと常に接する職種は一律対象。**
- ・事務職員、送迎バスの運転手など、業務内容によって、**こどもに継続的に接する可能性がある職種は、現場判断で対象**とできるように国において整理。
- ・雇用形態の違い、雇用契約の有無などにかかわらず、短期間の労働者、ボランティアなども対象となる。

こども家庭庁公表資料「こども性暴力防止法の施行に向けた検討状況について」を参考に作成